

上越市認定地域クラブ活動参加援助費に関するQ&A

1 支援対象者

Q1-1	小学生の保護者は対象になりますか。
A	小学生の保護者は対象外です。
Q1-2	ひとり親家庭なら対象になりますか。
A	ひとり親家庭であることだけでは対象になりません。 児童扶養手当を受給している場合など、申請手引きに記載された支援対象者の要件のいずれかに該当している必要があります。
Q1-3	就学援助を受けていれば自動的に支給されますか。
A	自動的に支給されません。 参加援助費の支給を希望する場合は、別途申請が必要です。
Q1-4	対象となるのは、市立中学校に在籍する生徒の保護者のみですか。
A	市立中学校に限らず、市内に所在する中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(中学部)、に在籍する生徒の保護者が対象です。

2 支援内容

Q2-1	どのクラブも対象になりますか。
A	市の認定を受けたクラブが対象です。市の認定を受けていないクラブは対象になりません。
Q2-2	どのクラブが認定地域クラブ活動なのか、分かりません。
A	認定地域クラブ活動の一覧は市ホームページで確認できます。 不明な場合は、地域クラブ活動推進室へお問い合わせください。 【市ホームページ:上越市認定地域クラブ活動一覧】 https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/c-club-katsudou/nintei-club.html
Q2-3	複数の支援対象者の要件に該当する場合、加算されますか。
A	加算はされません。 支援対象者の要件に複数該当する場合でも、参加援助費の上限額は変わらず、1人当たり月額1,000円(年間12,000円)です。

Q2-4	既に支払い済みの会費は対象になりますか。
A	はい。令和 8 年 4 月分以降の会費が対象になります。

Q2-5	遠征費や大会参加費は対象ですか。
A	対象外です。 参加援助費の対象となるのは、認定地域クラブ活動の会費及び保険料であり、遠征費や大会参加費は対象外です。 一方で、これとは別に、市では上越市立中学校に在籍する生徒が学校部活動として大会やコンクールに参加する際の費用負担を軽減する補助制度を設けており、地域クラブ活動として参加した生徒についても同様に補助を行っています。 補助の対象となるのは、国、中学校体育連盟、吹奏楽連盟及び合唱連盟が主催・共催する大会やコンクールへの参加費、交通費等の一部です。 なお、各競技団体(協会や連盟)が主催する大会への参加費等は対象外です。詳しくは、地域クラブ活動推進室へお問い合わせください。

Q2-6	実際に支給される金額はいくらですか。
A	会費及び保険料の合計額の 2 分の1を支給します。 ただし、100 円未満の端数は切り捨てとなり、支給額の上限は月額 1,000 円(年間 12,000 円)です。 例: ①月額の会費が 1,500 円(保険料を含む)の場合 ・2 分の 1 は 750 円となりますが、100 円未満は切り捨てるため、 <u>支給額:700 円</u> ②月額の会費が 2,000 円(保険料を含む)の場合 <u>支給額:1,000 円</u> ③月額の会費が 3,000 円(保険料を含む)の場合 ・2 分の 1 は 1,500 円となりますが、支給額の上限が月額 1,000 円のため、 <u>支給額:1,000 円</u>

Q2-7	兄弟姉妹で複数人参加している場合はどうなりますか。
A	支援対象要件を満たしている場合は、それぞれについて参加援助費の支給対象となります。

3 申請書の記載方法

Q3-1	祖父母と同居しています。世帯員欄に記載が必要ですか。
A	祖父母が住民票上同一世帯となっている場合は、世帯員欄に記載が必要です。
Q3-2	単身赴任中の親がいて、住民票が別世帯である場合、世帯員欄に記載が必要ですか。
A	単身赴任等により住民票上は別世帯であっても、生計を同一にしている親については、世帯員欄に記載が必要です。

4 添付書類

Q4-1	何を添付すればよいですか。
A	原則として支援対象者の要件に該当していることが確認できる書類の写しです。 【例】：市からの通知の写し、受給者証の写しなど
Q4-2	添付書類は必ず提出しなければなりませんか。
A	原則として支援対象要件を確認できる書類の写しを提出してください。 ただし、確認書類がお手元にない場合は、以下の所得・課税証明書が必要な場合を除き、提出不要です。 【所得・課税証明書が必要な場合】 <u>世帯員全員が市民税非課税または減免措置を受けている世帯で、令和8年1月1日時点に上越市外に住民票の登録があった世帯員がいる場合は、その方の所得・課税証明書の提出が必要です。</u>

5 申請方法

Q5-1	申請書は学校や認定地域クラブに提出できますか。
A	学校や認定地域クラブには提出できません。 地域クラブ活動推進室へ持参または電子メールにより提出してください。 なお、窓口へ持参する場合は、各区教育委員会分室へ提出することもできます。
Q5-2	申請期限を過ぎた場合、申請はできませんか。
A	申請は可能ですが、初回の参加援助費の支給までにお時間をいただきます。

Q5-3	申請書を電子メールで提出する場合、添付書類は写真データの添付でもよいですか。
A	写真データでも提出できます。ただし、記載内容が鮮明に確認できるものを提出してください。 写真が不鮮明で内容を確認できない場合は、再提出をお願いすることがあります。

Q5-4	申請書は郵送で提出できますか。
A	窓口への持参または電子メールによる提出が難しい場合は、郵送による提出も可能です。 ただし、郵送事故等により書類が届かなかった場合、市では責任を負いかねます。郵送する際は、簡易書留や特定記録郵便など、配達状況を確認できる方法での送付をご検討ください。 【郵送先】 〒942-8563 上越市下門前 1770 番地 上越市教育委員会 学校教育課地域クラブ活動推進室 宛

6 支給

Q6-1	認定されたら自動で振り込まれますか。
A	自動では振り込まれません。参加援助費の支給を受けるためには、認定後に請求書を提出する必要があります。 請求方法などの詳細については、認定後にご案内します。

Q6-2	会費を支払ったことを証明する写しがありません。どうしたらよいですか。
A	参加援助費の支給には、会費を支払ったことを証明する書類の写しが必要です。領収書の写しのほか、会費の集金袋の写しや口座振替をしている通帳の写しなども提出できますので、ご確認ください。これらの書類を提出できない場合は、原則として支給できません。 なお、領収書を発行していないクラブや会費の集金袋がないクラブに参加している場合は、地域クラブ活動推進室へご相談ください。

Q6-3	保険料の領収書の写しも提出する必要がありますか。
A	保険料については提出不要です。 保険加入時の領収書は、各認定地域クラブから市へ提出されます。

Q6-4	いつ振り込まれますか。
A	支給日は11月下旬、1月下旬、3月下旬の予定です。

Q6-5	振込通知は届きますか。
A	振込予定日や振込完了の通知は行いません。 参加援助費の振込状況については、通帳等によりご確認ください。 なお、市の振込日は原則として毎週金曜日です。

7 その他

Q7-1	申請書提出後に、申請内容に変更がありました。変更の届出は必要ですか。
A	申請内容に変更があった場合は、変更届の提出が必要です。 変更が生じた場合は、速やかに提出してください。 なお、変更届は窓口への持参のほか、電子メールでも提出できます。

Q7-2	申請後に認定地域クラブを退会した場合はどうなりますか。
A	認定地域クラブを退会した場合は、速やかに地域クラブ活動推進室へご連絡ください。